

保険者の交付金・納付金等及び支援金等の額の算定に関する諸係数

区 分		根 拠 条 文	令和 5 年度 確定 (告示)	令和 4 年度 確定 (告示)	令和 3 年度 確定 (告示)	令和 2 年度 確定 (告示)	令和元年度 確定 (告示)
確定前期高齢者交付金・納付金	全保険者平均前期高齢者加入率	省令第15条において準用する省令第10条第1項	0.14739399	0.15203371	0.15583142	0.15410794	0.15209564
	前期高齢者加入率の下限割合	法第35条第7項（政令）	1.00/100	1.00/100	1.00/100	1.00/100	1.00/100
	確定補正係数	省令第15条において準用する省令第9条第3項	1.11650	1.11824	1.11007	1.10753	1.10505
	調整対象外給付費額に係る算定率	法第35条第2項第2号（政令）	1.57	1.56	1.55	1.56	1.55
	一人平均前期高齢者給付費額	省令第16条	462,930円	446,437円	436,127円	413,849円	426,111円
	負担調整基準率	法第38条第4項（政令）	54.029/100	55.706/100	54.99400/100	54.35200/100	53.61400/100
	特別負担調整基準率	法第38条第5項（政令）	48.91463/100	50.33079/100	50.00237/100	50.05511/100	50.04395/100
	加入者一人当たりの負担調整対象額	省令第20条	54円	34円	80円	143円	113円
	確定負担調整額調整率 （低医療費水準保険者）	政令第1条の10第1項第1号	90.0236494167/100	90.0218482559/100	90.020366795/100	90.0214438327/100	90.0200508670/100
	確定負担調整額調整率 （低医療費水準保険者 以外の保険者）	政令第1条の10第1項第2号	100.0236499338/100	100.0218322822/100	100.0203691125/100	100.0214443400/100	100.0200508670/100
	納付金確定拠出率	法附則第13条の5第4項	—	—	—	—	—
	確定額補正率	省令第14条の4	0.982014436070	0.981348156139	0.981576248207	0.982025521214	0.984059416459
	百分の五に相当する順位の一人平均 前期高齢者給付費額	政令第1条の10第1項第1号	208,042円	206,306円	202,133円	187,499円	202,187円
	財政力の基準	法第39条第1項第2号 （算定政令第1条の9第1号）	5,815,739円	5,729,958円	5,689,903円	5,637,096円	5,728,774円
確定後期支援金	加入者一人当たり負担額	省令第39条の2	68,244円	63,909円	60,992円	58,651円	60,287円
	支援金確定拠出率	法附則第14条の3第5項	—	—	—	—	—
	総報酬割確定負担率	省令第39条の3	0.02260966	0.02176609	0.02132884	0.02087191	0.02142885
	後期高齢者支援金調整率 （加算対象保険者）	法121条第2項（政令）	100.5/100	100.5/100	100.5/100	100.5/100	100.25/100
			101/100	101/100	101/100	101/100	100.5/100
			101.5/100	102/100	101.5/100	105/100	100.75/100
			102/100	102.5/100	102/100	105.5/100	102/100
			102.5/100	103/100	105/100	106/100	102.5/100
			103/100	103.5/100	105.5/100	110/100	
			103.5/100	110/100	106/100		
			104/100		110/100		
			104.5/100				
			105/100				
			110/100				
	後期高齢者支援金調整率 （減算対象保険者）	法121条第2項（政令）	99.725967784/100	99.762204289/100	99.6698988580/100	99.659295183/100	99.804319662/100
			99.776389700/100	99.805958708/100	99.7304173800/100	99.81829078/100	99.895637153/100
			99.826080878/100	99.849078995/100	99.7909359200/100	99.90914539/100	
			99.876502808/100	99.892833404/100	99.8514544700/100		
			99.926924738/100	99.936587813/100	99.9119730200/100		99.947818576/100
	後期高齢者支援金調整率 （上記以外の保険者）	法121条第2項（政令）	100/100	100/100	100/100	100/100	100/100
調整金額	前期高齢者交付算定率	省令第3条	0.007565	0.001797	0.000315	0.000219	0.000170
	前期高齢者納付算定率	省令第17条において準用する 省令第3条	0.007565	0.001797	0.000315	0.000219	0.000170
	後期高齢者支援算定率	省令第36条において準用する 省令第3条	0.004374	0.000087	0.000102	0.000157	0.000129